

○厚生労働省告示第百六十八号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から適用する。

平成十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「二・二四パーセント」を「二・一三パーセント」に改める。

第二号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「二・一三パーセント」を「二・〇〇パーセント」に改める。